



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 石 原 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 田 村 藤 夫
(コード番号 4028 東証1、大証1)
問 合 せ 先 取 締 役 炭 野 泰 男
経 営 企 画 管 理 本 部 長
(Tel. 06-6444-1850)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
- 当社に設置する機関を定める規定を新設するものであります(変更案第4条)。
 - また、それに伴い、現行定款第5章の次に第6章(会計監査人)を新設し会計監査人に関する規定を新設するものであります。
 - 株券を発行する旨を定める規定を新設するものであります。(変更案第7条)
 - 単元未満株式についての権利の内容を明確化するとともに合理的な範囲内のものとするため、規定を新設するものであります(変更案第10条)。
 - 議決権の代理行使の方法を明確にするための規定を変更するものであります(変更案第18条)。
 - 株主総会の招集に際し株主の皆様の利便性を高め、より充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類の一部等につきインターネットにより開示することを可能にする規定を新設するものであります(変更案第20条)。
 - 取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録により承認を行うことができる規定を新設するものであります(変更案第27条第2項)。
- (2) 効果的で経済的な情報開示方法である電子公告制度を採用するため、所要の変更を行うものであります。(変更案第5条)
- (3) その他、規定の加除、用語・文言の修正・加除、形式の統一、条数の繰り下げ等、全般にわたって変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。(下線部変更部分)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は、10億株とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は、10億株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式の数及び<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、1,000 株とする。</p> <p>2 . 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に<u>係わる株券</u>を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の <u>単元未満株式を有する株主</u> (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その <u>単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式</u>を <u>売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 . <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、</p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元株式数</u>は、1,000 株とする。</p> <p>2 . 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に<u>係る株券</u>を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則</u>に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての株主の権利</u>)</p> <p>第 1 0 条 当社の <u>単元未満株式を有する株主</u> (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 1 1 条 当社の <u>単元未満株式を有する株主</u>は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その <u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式</u>を <u>売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 2 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 . <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第 1 0 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続及び手数料については、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第 1 1 条 当社は、毎決算期現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 . 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者として<u>することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第 1 2 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p>	<p>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および株券喪失登録簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第 1 3 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>（削除）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>（株主総会の招集）</p> <p>第 1 4 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会の議長は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長がこれにあたる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(株主総会の基準日等)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、<u>議決権ある当会社の株主</u>を代理人として、議決権を行使することができる。<u>ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に、その代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名</u>を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された取締役の任期は、前任の取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議により、会社を代表する取締役を定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役) 第28条 当社は、取締役会の決議により、相談役を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>2. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、<u>予め監査役の補欠者</u>(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。</p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役及び補欠監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役及び補欠監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、<u>出席した株主の議決権の過半数</u>で行う。</p> <p>3. 補欠監査役の選任の効力は、<u>選任後最初に到来する定時株主総会が開催される時まで</u>とする。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役が監査役に就任した際の監査役の任期は、前任の監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役の互選により、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(相談役) 第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、<u>あらかじめ監査役の補欠者</u>(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。</p> <p>(監査役の選任方法) 第33条 監査役および補欠監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役および補欠監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、<u>その議決権の過半数をもって</u>行う。</p> <p>3. 補欠監査役の選任の効力は、<u>選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時</u>までとする。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 3 3 条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 . <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 3 6 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに<u>各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 . <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 3 4 条 監査役会の決議は、法令に別段の<u>定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 3 7 条 監査役会の決議は、法令に別段の<u>定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 3 5 条 監査役会の議事の経過の要領及び<u>その結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 3 8 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果<u>その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 3 6 条 監査役会に関する事項は、法令<u>又はこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第 3 9 条 監査役会に関する事項は、法令<u>または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第 3 7 条 監査役の報酬<u>及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 4 0 条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任方法</u>)</p> <p>第 4 1 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第39条 当社の利益配当金は、毎決算期現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第44条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(<u>配当の除斥期間</u>)</p> <p>第46条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>